

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災により、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的方法により議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成23年6月26日（日曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内
図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第12期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役7名選任の件 |

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙のご返送は、平成23年6月25日（土曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 電磁的方法による議決権行使は、平成23年6月25日（土曜日）午後5時までの受付となります。
- (3) 電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしします。
- (4) 議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしします。

以 上

<<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お早めに下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。又、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月25日（土曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。又、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式市場は二度の急落に見舞われました。年度初早々に日経平均株価は高値11,300円台まで上昇したものの、「ギリシャショック」から始まる欧州財政危機をきっかけに、5月に10,000円を割込み、夏から秋にかけては、米国や中国の景気減速懸念、円高ドル安の進展等により株価は更に下落、8月末には8,800円に近づく場面までありました。又、ドル/円相場は10月末には80円接近と15年ぶりの円高局面となりました。その後、11月の米国FOMC（連邦公開市場委員会）においてQE2（量的緩和第2弾）が発動され、ドル/円相場が円安方向に反転したのを契機に、株価も反騰に転じました。外国人買いの再流入から海外株高へ追随する動きとなり、日経平均株価は2月には10,800円まで回復しました。

国内景気の踊り場脱却もあと数ヶ月とみられていたところへ、3月11日に東日本大震災が未曾有の規模で発生、原発事故に対する懸念も重なったことから、日経平均株価は震災前日の10,400円台から3月15日には一時8,200円台までの急激な下落を記録しました。又、ドル/円相場も10月の円高水準を超え、一時的に76円台まで急落するなど、市場は大混乱をきたすことになりました。その後、日銀による迅速かつ大規模な資金供給や、円高是正のため10年半ぶりに実施されたG7協調為替介入などにより、市場は落ち着きを取り戻し、日経平均株価は9,700円台まで、ドル/円は83円台まで戻して期末を迎えることとなりました。

当事業年度の個人投資家の売買動向につきましては、年度初から5月にかけては前期の後半に比べ活発なものとなりましたが、7月から10月にかけては、三市場（JASDAQ除く。以下同）1日当たり個人株式売買代金が4,000億円を割り込むなど極めて低調な取引となりました。11月の株価反騰局面以降、個人投資家の株式投資回帰も見られ、個人株式売買代金も順調に増加し期初のレベルを超えるまでになりましたが、年度を通じては総じて低調であり、当事業年度の三市場1日当たり個人株式売買代金は5,059億円と前事業年度の6,069億円から約17%減少しました。

このような厳しい環境の中、当事業年度の当社業績は、営業収益は前事業年度比6.8%減少の14,052百万円、経常利益は前事業年度比10.2%減少の4,404百万円となりました。大震災後の相場急落に伴い30億円を超える多額の顧客決済損が発生し、これにより生じた顧客立替金に対する貸倒引当金を特別損失として3,172百万円計上したことにより、当期純利益は、前事業年度比80.7%減少の597百万円となりました。証券口座数は731,891口座（前事業年度末700,162口座）、信用口座数は76,832口座（前事業年度末72,007口座）と順調に増加しました。日経平均株価が前期末比約12%下落したものの、投資信託の預り資産が積みあがったこと等に伴い、預り資産は11,093億円（前事業年度末11,207億円）と前事業年度末比1.0%の減少にとどまりました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、特許を取得している「逆指値」を始めとする利便性と安定性を追求した独自のサービスの提供を行いました。

当事業年度のROE（自己資本規制比率）は1.7%（特別損失に計上した貸倒引当金および繰延税金資産取崩額の影響を除くと8.0%）となり、当社が目標としている20%を下回っておりますが、収益増強や経営効率・資本効率の改善を通じて、ROE20%以上を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当事業年度の設備投資額は1,078百万円で、ソフトウェアを中心とした新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。又、電子計算機等設備拡充のため、支払総額189百万円のリース契約を締結いたしました。

③ 資金調達の状況

短期借入金につきましては、信用取引残高の増加等に伴い資金需要が活発化したことから借入額を増額し、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ150億円増加の230億円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第9期	第10期	第11期	第12期
	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	20,674 (13,709)	16,743 (11,231)	15,084 (10,058)	14,052 (8,713)
経常利益	9,955	5,996	4,905	4,404
当期純利益	6,006	3,643	3,092	597
1株当たり当期純利益	6,205円83銭	3,908円34銭	3,436円03銭	3円35銭
総資産	395,726	344,100	389,292	395,005
純資産	37,414	33,761	35,664	32,615
1株当たり純資産額	39,414円18銭	37,512円05銭	39,623円97銭	185円20銭

- (注) 1. 平成23年3月11日に発生した大震災後の相場急落に伴い30億円を超える多額の顧客決済損が発生し、これにより生じた顧客立替金に対する貸倒引当金を特別損失として3,172百万円計上したことにより、当事業年度における当期純利益、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額が、前事業年度対比で大きく減少しております。
2. 平成22年4月1日付をもって、1株につき200株の割合で株式分割いたしました。これにより、当事業年度における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額が、前事業年度対比で大きく減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,137,476 百万円	56.0% (56.0%)	傘下子会社及びグループの経営管理、並びにそれに付帯する業務
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	44.3% (-)	銀行業

(注) 「当社に対する議決権の比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今の株式市場低迷を受けて株式個人委託売買代金が縮小し、収益が伸び悩む厳しい環境の中で、MUF Gグループとしての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制／品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

① MUF Gグループとの業務提携成果の結実

MUF Gグループ各社との業務提携において、金融商品仲介における口座開設の利便性追求、銀行サービスとの連携施策の展開、金融商品仲介業者の拡充、海外商品の拡充を始めとする海外展開の検討などの各種施策を通じて営業面成果の結実につなげてまいります。

② 金融商品取引業者としての法令遵守、内部統制及び品質管理態勢の強化

金融商品取引業者に求められるプリンシプルベースを背景とした法令遵守態勢の確立のため、継続して強固なコンプライアンス意識の高揚を図ります。又、財務報告に係る内部統制報告制度（J-SOX）においてもISO経営フレームワークを基軸とし、グループ・ベースでの内部統制基盤、リスク管理態勢基盤の整備・高度化を図ります。更には、認証取得（BCMS（BS25999-2：2007））によるBCP（事業継続計画）の高度化により安定したシステム基盤によるサービスの提供、およびISO10002：2004（苦情対応マネジメントに関する国際規格）の苦情対応プロセスを糧とするお客様本位のサービスとECS2000（倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格）を基盤とするコンプライアンスのPDCAサイクルを継続してまいります。

③ 金融サービスの情報処理産業化及び取引執行競争に対応した競争力の追求

金融サービスの情報処理産業化および取引執行競争の進展に伴い、当社のITインフラ力を活かした新規業務・サービスの展開を通じて、競合他社との競争力強化を図ります。具体的には、スーパー証券口座をマーケティング基軸とした機能強化、上場商品の拡充等のデリバティブ展開の強化、取引執行処理の高速化、新たなモバイルチャネルへの対応、投資信託等アセット型商品の強化などに取り組んでまいります。

④ コスト競争力の維持

昨今、マクロの経済環境の低迷が長引く中、当社の主たる業務である金融商品取引業は株式等の市況の影響を大きく受けております。当社は従来より、経営効率性の指標としてコストカバー率を重視しております。コストカバー率は収益同様低下傾向にあるものの、オンライン証券業界の中でも高い水準で推移しております。当社は今後も厳格なコストコントロールを通じて、他社比優位なコスト競争力を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

① 株式の取扱業務

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

ハ. P T S 運営業務

私設取引システム「kabu.com P T S」の運営業務及び同市場において顧客の売買を執行する業務

② デリバティブ商品の取扱業務

イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

金融商品取引所における顧客の注文に従って売買を執行する業務及びシカゴ・マーカント取引所における夜間先物取引の取扱業務

ロ. カバードワラント取扱業務

金融商品取引所における上場カバードワラント及びゴールドマン・サックス証券株式会社との提携による店頭カバードワラントの取扱業務

ハ. 外国為替証拠金取引業務

取引証拠金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務及び通貨関連デリバティブ取引として金融商品取引所に取り次ぐ業務

③ 投資信託の取扱業務

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

(6) 主要な営業所（平成23年3月31日現在）

本 社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
移動営業所第1号 東京都中央区新川一丁目28番7号

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	63名	1名増加	38.2歳	4.2年
女性	31	1名減少	35.8	5.1
合計又は平均	94	不変	37.4	4.5

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人（派遣社員）9名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
日本証券金融株式会社	26,049百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式の状況（平成23年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 666,000,000株

(注) 平成22年4月1日付にて実施した株式分割（1株を200株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、662,670,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 185,137,400株

(注) 1. 平成22年4月1日付にて実施した株式分割（1株を200株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、194,161,713株増加しております。

2. 平成23年1月31日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は10,000,000株減少しております。

(3) 株主数 41,549名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	78,117,600株	44.35%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	20,637,400	11.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,241,200	5.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,339,100	2.46
東短ホールディングス株式会社	2,261,400	1.28
マイクロソフト株式会社	1,728,400	0.98
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	1,388,300	0.78
CSSEL SPECIAL CSTDY AC EXC L FBO CUS (PB NON-TREATY)	1,347,400	0.76
日本生命保険相互会社 特別勘定年金口	1,290,200	0.73
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サ ブ アカウント アメリカン クライアント	729,800	0.41

(注) 1. 自己株式（9,024,694株）は、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
834個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
500,400株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 981,600円（1株当たり 1,636円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 818円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	147,600株	1名
社外取締役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び執行役の状況 (平成23年 3月31日現在)

① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	廣 中 享 二	監査委員会委員 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取 締 役 代 表 執 行 役 社 長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
取 締 役 代 表 執 行 役 副 社 長	藤 田 通 敏	最高コンプライアンス責任者 (CCO)
取 締 役	長 谷 川 理 雄	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務 取締役(代表取締役) 三菱UFJ証券ホールディン グス株式会社社外取締役
取 締 役	柳 井 隆 博	監査委員会委員 指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行 役員 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
取 締 役	竹 内 朗	監査委員会委員長 プロアクト法律事務所代表 (弁護士)
取 締 役	長 友 英 資	監査委員会委員 株式会社ENアソシエーツ代表取締役

- (注) 1. 取締役廣中享二氏、長谷川理雄氏、柳井隆博氏、竹内朗氏、長友英資氏は、社外取締役であります。
2. 平成22年 6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、取締役山下公央氏、佐野三郎氏、竹内和男氏は任期満了により退任いたしました。
3. 平成22年 6月27日開催の第11回定時株主総会において、廣中享二氏、藤田通敏氏、長谷川理雄氏、竹内朗氏、長友英資氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 当社は取締役竹内朗氏及び長友英資氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者（CEO）
代表執行役副社長	藤 田 通 敏	管理本部長 最高コンプライアンス責任者（CCO）
専 務 執 行 役	眞 部 則 広	管理本部副本部長兼コンプライアンス・リスク 管理部長 品質マネジメントシステム管理責任者（QMR）
専 務 執 行 役	雨 宮 猛	管理本部副本部長兼経営管理部長 最高財務責任者（CFO）
執 行 役	白 田 琢 美	営業本部長
執 行 役	阿 部 吉 伸	事務・システム本部長兼システム部長
執 行 役	石 川 陽 一	P T S 推進室長 兼 事務・システム本部副本部長兼事務部長

(注) 1. 齋藤正勝氏、藤田通敏氏は取締役を兼務しております。

2. 当事業年度中の執行役の異動

平成23年1月4日付で、執行役の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

執行役 石川陽一 P T S 推進室長 兼

事務・システム本部副本部長兼事務部長

執行役 中島俊一 なし

平成23年1月31日付で、中島俊一氏は執行役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (8)	45百万円 (45)
執 行 役	8	148
合 計	16	193

(注) 1. 執行役を兼務する取締役2名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。

2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は85百万円です。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並びに、変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役長谷川理雄氏は株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループの常務取締役（代表取締役）であります。当社は株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UF J 銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役柳井隆博氏は、株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループの執行役員並びに同社の子会社である株式会社三菱東京UF J 銀行の執行役員であります。当社は株式会社三菱東京UF J 銀行とは通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役竹内朗氏は、プロアクト法律事務所の代表（弁護士）であります。当社は同事務所との間に記載すべき特別な関係はありません。
- ・取締役長友英資氏は、株式会社ENアソシエイツの代表取締役であります。当社は同社との間に記載すべき特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役長谷川理雄氏は三菱UF J 証券ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は同社の子会社である三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。

- ③ 主要取引先等特定事業関係者との関係
該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

氏名	出席状況及び発言内容
取締役 廣中 享二	選任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、又、選任後に開催された監査委員会10回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員として議案の上程や議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 長谷川 理雄	選任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、親会社の代表取締役として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 柳井 隆博	当事業年度内開催の取締役会12回のうち11回に出席し、又、当事業年度開催の監査委員会13回のうち11回に出席し、親会社の執行役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 竹内 朗	選任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、又、選任後に開催された監査委員会10回の全てに出席し、監査委員長として、また弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 長友 英資	選任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、又、選任後に開催された監査委員会10回のうち9回に出席し、会社経営者として専門的見地から発言を行っております。

- ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	41百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額 (注) 2	43百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値最大化のためには、自己資本に対する利益率の向上と積極的な株主還元がその基盤になると考え、利益率につきましてはROE（自己資本利益率）20%以上を経営目標としております。

配当については、信用取引拡大等に備えた財務体質の強化、およびコンピューターシステムへの投資等の将来の事業拡大に必要な内部留保の確保を行った上で、従来は、「配当性向30%以上の配当」を基本方針としてまいりましたが、利益率に見合った株主還元を定量的にバランスをもって行うため、平成23年3月期期末配当より、「配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）4%以上の配当」に基本方針を変更いたしました。収益力の増強および経営効率・資本効率の一層の向上を図ることによりROE20%を達成、配当性向30%以上により欧米基準のDOE6%を目指してまいります。

新たな配当方針に基づく当事業年度の期末配当金につきましては、平成23年5月開催の取締役会決議を前提に、1株あたり8円といたします。

なお、当事業年度においては、配当に加えての株主還元の一環として、平成22年4月27日から5月28日および平成23年1月25日から2月24日の2回にわたりそれぞれ2百万株、合計4百万株（当事業年度末の自己株式を除く発行済株式総数の2.27%）の自己株式の取得を実施するとともに、平成23年1月31日付けで1千万株の自己株式を消却いたしました。

7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下であり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・ 監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・ 行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
- ・ 行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・ 業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・ 業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・ その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」。）が定めた事項

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。

なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役会の招集
- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表（監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用

- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。

又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。

情報の管理については、「セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定め、「情報セキュリティ方針」「情報管理ガイドライン」「個人情報保護規程」等の規定を整備し、その徹底を図る体制としております。

⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理基本方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。

又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。

具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。

⑧ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「MUF G 倫理綱領」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「品質監査」、内部監査室による「内部監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

MUF G 倫理綱領を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	388,051	流 動 負 債	341,210
現 金 ・ 預 金	40,385	信 用 取 引 負 債	61,393
預 託 金	222,299	信 用 取 引 借 入 金	30,201
信 用 取 引 資 産	95,742	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	31,192
信 用 取 引 貸 付 金	80,947	有 価 証 券 担 保 借 入 金	10,232
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	14,794	預 り 金	117,107
立 替 金	291	受 入 保 証 金	127,615
募 集 等 払 込 金	413	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	2
短 期 差 入 保 証 金	26,426	受 取 差 金 勘 定	69
支 払 差 金 勘 定	1,184	短 期 借 入 金	23,000
前 払 金	36	リ ー ス 債 務	257
前 払 費 用	219	未 払 金	154
未 収 入 金	3	未 払 費 用	603
未 収 収 益	1,044	未 払 法 人 税 等	771
繰 延 税 金 資 産	3	前 受 収 益	2
そ の 他 の 流 動 資 産	1	固 定 負 債	20,370
固 定 資 産	6,954	長 期 借 入 金	20,000
有 形 固 定 資 産	862	リ ー ス 債 務	370
建 物	259	特 別 法 上 の 準 備 金	809
器 具 ・ 備 品	164	金融商品取引責任準備金	809
リ ー ス 資 産	439	負 債 合 計	362,389
無 形 固 定 資 産	1,908	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,768	株 主 資 本	32,461
電 話 加 入 権	10	資 本 金	7,196
リ ー ス 資 産	128	資 本 剰 余 金	11,913
投 資 そ の 他 の 資 産	4,183	資 本 準 備 金	11,913
投 資 有 価 証 券	1,484	利 益 剰 余 金	18,024
出 資 金	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,024
長 期 貸 付 金	3	繰 越 利 益 剰 余 金	18,024
長 期 差 入 保 証 金	409	自 己 株 式	△4,673
長 期 前 払 費 用	225	評 価 ・ 換 算 差 額 等	154
繰 延 税 金 資 産	1,851	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	154
長 期 立 替 金	4,068	純 資 産 合 計	32,615
そ の 他	0	負 債 純 資 産 合 計	395,005
貸 倒 引 当 金	△3,861		
資 産 合 計	395,005		

損 益 計 算 書

（自 平成22年 4月 1日）
（至 平成23年 3月 31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	14,052
受 入 手 数 料	8,713
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	9
金 融 収 益	5,329
金 融 費 用	1,446
純 営 業 収 益	12,605
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	8,195
営 業 利 益	4,410
営 業 外 収 益	185
営 業 外 費 用	191
経 常 利 益	4,404
特 別 利 益	706
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	44
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	378
投 資 有 価 証 券 売 却 益	284
特 別 損 失	3,519
投 資 有 価 証 券 評 価 損	292
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,172
リ ー ス 解 約 損	41
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	13
税 引 前 当 期 純 利 益	1,592
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,783
法 人 税 等 調 整 額	△788
法 人 税 等 合 計	994
当 期 純 利 益	597

株主資本等変動計算書

（自 平成22年 4月 1日）
（至 平成23年 3月 31日）

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
		資本準備金	その他利益 剰余金					
			繰越利益 剰余金					
平成22年 3月 31日 残高	7,196	11,913	24,872	△8,715	35,267	396	35,664	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△1,800		△1,800		△1,800	
当期純利益			597		597		597	
自己株式の取得				△1,611	△1,611		△1,611	
自己株式の処分			△46	54	8		8	
自己株式の消却			△5,598	5,598	-		-	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						△242	△242	
事業年度中の変動額合計	-	-	△6,848	4,042	△2,805	△242	△3,048	
平成23年 3月 31日 残高	7,196	11,913	18,024	△4,673	32,461	154	32,615	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券及びデリバティブ取引）等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引、オプション取引及び為替予約取引であります。

② 評価基準及び評価方法 時価法

(2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～15年

器具・備品 6年～8年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税（投資その他の資産のその他）」に計上し5年間で均等償却しております。

(6) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ8百万円、税引前当期純利益は22百万円減少しております。

また当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「長期差入保証金」が13百万円減少しております。

(7) 表示方法の変更

(貸借対照表)

① 前事業年度まで「先物取引差金勘定」と表示しておりました差金勘定は、当事業年度より取引所為替証拠金取引を開始したことに伴い、「支払差金勘定」に表示を変更しております。

② 前事業年度まで投資その他の資産「その他」に含めておりました「長期立替金」（前事業年度735百万円）は、金額的な重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	589百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
① 金銭債権	39,651百万円
② 金銭債務	12,556百万円

(3) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。

① 差入れている有価証券

イ 信用取引貸証券	31,513百万円
ロ 信用取引借入金の本担保証券	31,063百万円
ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	10,124百万円
ニ 差入保証金代用有価証券	71,442百万円

② 差入れを受けている有価証券

イ 信用取引貸付金の本担保証券	74,101百万円
ロ 信用取引借証券	14,447百万円
ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	37,001百万円
ニ 受入保証金代用有価証券	165,577百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	25百万円
② 金融費用	16百万円
③ 販売費・一般管理費	474百万円

(2) 貸倒引当金繰入額（特別損失）

東日本大震災後の相場急変により発生した、顧客の決済金不足に関する多額の立替金に対して繰入れたものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	975,687株	194,161,713株	10,000,000株	185,137,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	75,607株	19,046,287株	10,097,200株	9,024,694株

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加194,161,713株は、平成22年4月1日付の株式分割によるものであります。

2. 普通株式の発行済株式の減少10,000,000株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加19,046,287株は、平成22年4月1日付の株式分割による増加15,045,793株、取締役会決議に基づく取得による増加4,000,000株及び端株の買取による増加494株であります。

4. 普通株式の自己株式の減少10,097,200株は、自己株式の消却による減少10,000,000株及び新株予約権の行使による減少97,200株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成22年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,800百万円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月14日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成23年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,408百万円
・1株当たり配当額	8円
・基準日	平成23年3月31日
・効力発生日	平成23年6月13日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成18年3月31日発行)
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	500,400株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

金融商品取引責任準備金	329百万円
投資有価証券	231百万円
減価償却費	93百万円
貸倒引当金	1,535百万円
その他	124百万円

繰延税金資産小計 2,314百万円

評価性引当額 △339百万円

繰延税金資産合計 1,975百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 121百万円

繰延税金負債合計 121百万円

繰延税金資産の純額(流動) 3百万円

繰延税金資産の純額(固定) 1,851百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
評価性引当額の増加	21.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.5%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具・備品	244	185	58
ソフトウェア	31	27	4
合計	276	213	62

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	61百万円
1年超	4百万円
合計	65百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	356百万円
減価償却費相当額	339百万円
支払利息相当額	5百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、個人顧客を対象としたプロカレッジ業務に基本的に特化しており、顧客向けプロカレッジ業務の一環として行う信用取引に係る金銭の貸付（信用取引貸付金）を行っております。また、顧客から受け入れた預り金、信用取引等に係る受入保証金、デリバティブ取引に係る受入証拠金及び外国為替保証金取引に係る保証金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、信託銀行へ預託（預託金）しております。

信用取引貸付金は、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、与信限度額、立替発生の防止及び発生時の処理などに関して社内規則で厳格に定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。

顧客分別金信託及び区分管理信託の信託財産は、信用リスク並びに金利の変動リスクに晒されておりますが、運用は主に国債及び有担保コール等を中心としており、信用リスクは僅少です。また、これらの運用・管理方針は社内規則に厳格に定められており、市場リスク相当額を含む自己資本規制比率を、金融庁告示に基づき毎営業日に経営管理部が算定し、執行役社長及び内部管理統括責任者に報告しております。

信用取引貸付金に充当するため、株式市場、金融市場の状況や、信用取引残高の増減等資金需要を勘案して、証券金融会社又は証券会社からの借入（信用取引借入金）、コールマネーや銀行借入（短期借入金及び長期借入金）による資金調達を行っております。

これらの借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は社内規則により厳格に規定されており、資金繰りの状況は経営管理部から毎営業日、執行役社長及び最高財務責任者に報告されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金・預金	40,385	40,385	—
②預託金	222,299	222,256	△42
③信用取引貸付金	80,947	80,947	—
④信用取引借証券担保金	14,794	14,794	—
⑤短期差入保証金	26,426	26,426	—
⑥投資有価証券	357	357	—
⑦長期立替金	4,068		
貸倒引当金 (*1)	△3,861		
	207	207	—
資産計	385,417	385,374	△42
①信用取引借入金	30,201	30,201	—
②信用取引借証券受入金	31,192	31,192	—
③有価証券担保借入金	10,232	10,232	—
④預り金	117,107	117,107	—
⑤受入保証金	127,615	127,615	—
⑥短期借入金	23,000	23,000	—
⑦長期借入金	20,000	20,000	—
負債計	359,348	359,348	—

(*1) 長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

①現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②預託金

預託金に含まれる債券及びマルチコーラブル預金（定期預金）の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、有担保コール貸付は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③信用取引貸付金、④信用取引借証券担保金、⑤短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑦長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- ①信用取引借入金、②信用取引貸証券受入金、③有価証券担保借入金、④預り金、⑤受入保証金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

長期借入金については変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	364
投資事業有限責任組合出資持分 (*3)	763

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について6百万円の減損処理を行っております。

(*3) 投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱三菱東京UFJ銀行	1,711,958	銀行業	(被所有) 直接44.3	銀行取引	短期借入金	—	短期借入金	10,000
						長期借入金	—	長期借入金	2,500
						支払利息	13	未払費用	0
						支払手数料	2	前払費用	15
						—	長期前払費用	7	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 短期借入金の取引金額については、借入期日の更新によるものでありかつ金額が多額であるため記載しておりません。なお、借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に、決定しております。

3. 上記の他、預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載しておりません。

(イ) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は業 職	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 の子会社	三菱UFJ信託銀行(株)	324,279	信託 銀行業	(被所有) 間接0.0	銀行取引	金銭信託 短期借入 支払利息 支払手数料	- 6,000 0 29	預託金 短期借入金 未払費用	56,708 4,000 13
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	3,000	金融商品 取引業	-	金融商品 取引	有価証券 の売買 有価証券 売却益	67,239 60	- -	- -

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 支払手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 金銭信託の取引金額については、顧客分別金信託及び区分管理信託必要額の差替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。
 - (3) 短期借入金の借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に、決定しております。
3. 有価証券の売買は、形式的には三菱UFJ信託銀行(株)及び日証金信託銀行(株)の金銭信託で保有する有価証券の売買ですが、実質的には同金銭信託を経由した、当社と三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)との取引によるものです。なお、有価証券売買の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

株式会社三菱東京UFJ銀行(非上場)

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	185円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	3円35銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円35銭
(4) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定基礎	
1株当たり当期純利益	
①普通株式に係る当期純利益	
イ損益計算上の当期純利益	597百万円
ロ普通株主に帰属しない金額	－百万円
ハ差引普通株式に係る当期純利益	597百万円
②普通株式の期中平均株式数	178,070,378株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
①当期純利益調整額	－百万円
②普通株式増加数	31,533株
うち新株予約権	31,533株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美久羅 和美 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査委員会監査報告書

当監査委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、取締役会が定めた監査委員会規程及び当期の監査方針並びに監査委員会が定めた職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制にかかる体制全般に関する事業報告の記載内容並びに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月17日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長	竹	内	朗	Ⓔ	
監査委員	廣	中	享	二	Ⓔ
監査委員	柳	井	隆	博	Ⓔ
監査委員	長	友	英	資	Ⓔ

(注) 監査委員竹内朗、廣中享二、柳井隆博及び長友英資は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	廣 中 享 二 (昭和32年11月13日生)	昭和56年4月 ㈱三和銀行入行 平成14年5月 ㈱UFJ銀行 総合資金部長 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 円貨資金証券部 副部長 平成19年5月 同行 投資運用部長 平成20年4月 同行 執行役員 投資運用部長 平成20年5月 同行 執行役員 市場営業部長 平成22年5月 同行 執行役員 平成22年6月 当社 取締役会長（現職） <当社における地位、担当> 指名委員会委員長、報酬委員会委員長、監査委員会 委員	2,000株
2	齋 藤 正 勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一證券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券 設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同 社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役COO 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現 職）	600,500株
3	藤 田 通 敏 (昭和31年7月15日生)	昭和55年4月 ㈱三菱銀行入行 平成11年10月 ㈱日本信託銀行 営業統括部長 平成14年4月 ㈱東京三菱銀行 資産運用業務部 信 託業務室 主任調査役 平成14年11月 同行 六本木支社長 平成16年4月 同行 赤坂支社長 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 青山通支社長 平成18年5月 同行 虎ノ門支社長 平成20年5月 同行 監査部 与信監査室長 平成21年9月 当社 顧問 平成21年10月 当社 代表執行役副社長 平成22年6月 当社 取締役兼代表執行役副社長（現 職）	4,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 における 地位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
4	長谷川 理 雄 (昭和30年4月20日生)	昭和54年4月 (株)東京銀行入行 平成16年4月 (株)東京三菱銀行 資産運用業務部長 (株)三菱東京フィナンシャル・グルー プ 受託財産連結事業本部 受託業務 企画部長 平成17年7月 オランダ東京三菱銀行 頭取 平成18年1月 オランダ三菱東京UFJ銀行 頭取 平成20年4月 (株)三菱東京UFJ銀行 執行役員 オラン ダ三菱東京UFJ銀行 頭取 平成20年5月 同行 執行役員 総合リスク管理部長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 執行役員 リスク統括部長 平成22年5月 同社 常務執行役員 平成22年6月 同社 常務取締役 (現職) 平成22年6月 当社 取締役 (現職) <当社における地位、担当> 指名委員会委員、報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ常務取締役 三菱UFJ証券ホールディングス(株)社外取締役	—
5	中 村 正 博 (昭和34年8月29日生)	昭和58年4月 (株)三菱銀行入行 平成19年5月 (株)三菱東京UFJ銀行 リテール企画部 部長 (特命担当) 兼リテール関連事 業室長 平成21年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 執行役員経営企画部長兼リスク統 括部部长 (特命担当) 兼(株)三菱東京 UFJ銀行 執行役員企画部部长 (特命 担当) 平成23年5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 執行役員リテール企画部長兼(株)三 菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画 部長 (現職) <当社における地位、担当> 指名委員会委員、報酬委員会委員、監査委員会委員 (重要な兼職の状況) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
6	竹 内 朗 (昭和42年5月25日生)	平成8年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成8年4月 弁護士登録 平成18年8月 国広総合法律事務所パートナー就任 平成20年6月 大興電子通信株式会社社外監査役 (現職) 平成22年4月 プロアクト法律事務所代表就任 (現 職) 平成22年6月 当社 取締役 (現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員長 (重要な兼職の状況) プロアクト法律事務所代表 (弁護士)	-
7	長 友 英 資 (昭和23年7月7日生)	昭和46年4月 東京証券取引所入所 平成5年6月 同所 上場部上場管理室長 平成8年6月 同所 国際部長 平成10年6月 同所 債券部長 平成11年6月 同所 会員部長 平成12年6月 同所 総務部長 平成13年11月 (株)東京証券取引所 執行役員 平成15年6月 同社 常務取締役 平成17年12月 同社 常務取締役 (最高自主規制責任 者) 平成19年6月 同社 顧問 平成19年10月 (株)ENアソシエイツ 代表取締役 (現 職) 平成20年4月 早稲田大学大学院 商学研究科 客員 教授 (現職) 平成20年5月 (株)セディナ 監査役 (現職) 平成20年6月 オムロン(株) 監査役 (現職) 平成20年6月 三菱商事(株) 監査役 (現職) 平成22年6月 (株)ミロク情報サービス 取締役 (現 職) 平成22年6月 当社 取締役 (現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員 (重要な兼職の状況) (株)ENアソシエイツ 代表取締役	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者廣中享二氏、長谷川理雄氏、中村正博氏、竹内朗氏及び長友英資氏は、社外取締役候補者であります。なお、竹内朗氏及び長友英資氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者該当しており、各社外取締役候補者と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)～(5)の各④に記載しております。
4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の社外取締役に就任してからの在任期間」「③当社または他の会社の役員として在任中の当社または当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 廣中享二氏 (再任)

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において金融市場関連業務に長年に亘って従事、また執行役員として経営に参画した経験があるなど、金融分野に関する相当な知見と金融機関経営の経験などを活かし、取締役会長として当社の経営全般に関する適切な監督を遂行できるものと判断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、平成14年5月から平成22年5月まで、株式会社三菱東京UFJ銀行(旧株式会社UFJ銀行時代を含む)の部長及び執行役員でありました。

(2) 長谷川理雄氏 (再任)

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において資産運用業務などを経験し、また執行役員として海外現地法人頭取、総合リスク管理部長を歴任するなど、金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験などを取締役会による経営監督に活用でき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務取締役であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(3) 中村正博氏 (新任)

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行においてリテール分野やリスク管理分野の部室長を歴任し、銀行持株会社では経営企画を担当するなど、幅広い経営企画や経営管理を経験していることから、これらの業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。
- ③該当事項はございません。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員リテール企画部長兼株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画部長であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(4) 竹内朗氏（再任）

①同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。

(5) 長友英資氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、取引所での証券市場管理業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

③該当事項はございません。

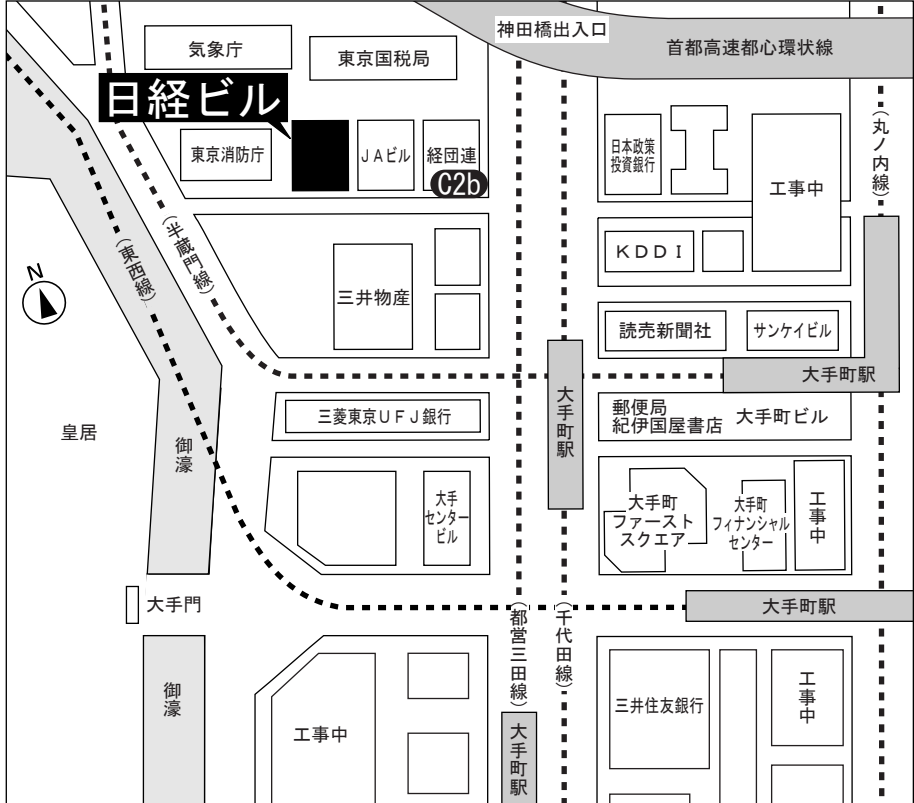
④同氏は、当社の特定関係事業者との関係はございません。

5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、各社外取締役と同契約を締結しております。社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール



(交通)

東京メトロ：千代田線・半蔵門線・東西線・丸の内線
都営地下鉄：三田線
上記地下鉄各線の「大手町駅」下車
会場は「C2b」出口と直結しております。

お願い

- ・駐車場の準備はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。